

## 4. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

### 資源向上支払交付金（共同活動）

水路、農道等の施設の軽微な補修(①)、農村環境保全活動(②)及び多面的機能の増進を図る活動(③)を支援します。

#### ①施設の軽微な補修

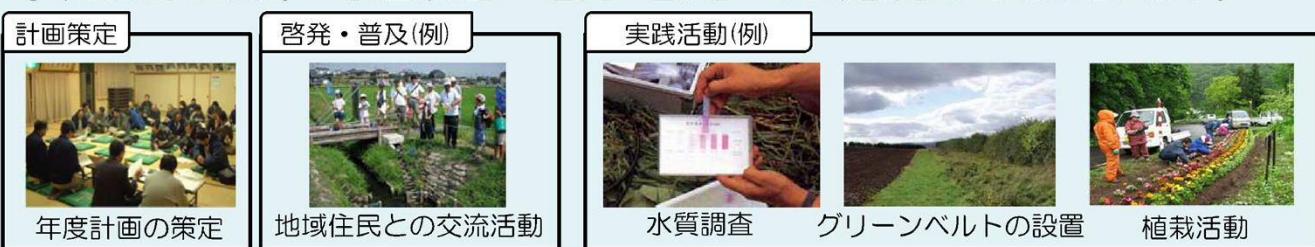
活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。



※研修は、活動期間中に  
1回以上実施

#### ②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るために活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。



#### ③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく、下記のa～hの活動を毎年度実施します。

<b>a : 遊休農地の有効活用</b> 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	<b>b : 農地周りの共同活動の強化</b> 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
<b>c : 地域住民による直営施工</b> 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	<b>d : 防災・減災力の強化</b> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
<b>e : 農村環境保全活動の幅広い展開</b> 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	<b>f : 医療・福祉との連携</b> 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
<b>g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</b> 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	
<b>h : a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</b>	

※ 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない組織については、資源向上支払交付金（共同活動）の交付単価は5/6を乗じた額となる